

**行政改革推進委員会
平成 25 年度第 3 回会議
会 議 概 要**

- 日 時：平成 25 年 11 月 8 日（金）14：55～15：25
- 場 所：本庁舎 5 階 正庁
- 出席者：行政改革推進委員会委員
伊藤委員、西垣委員、田丸委員（委員長）、宮本委員、木村委員、
岡本委員
事務局
井手之上総務部長、志村行政改革推進担当課長、飯島係長、佐藤
- 欠席者：橋本委員、藤枝委員、篠原委員、渡辺委員
- 傍聴者：1 人
- 議 事：（1）第 2 次「行政改革プラン（平成 26 年度～平成 29 年度）」の策定に
ついて
（2）その他
- 資 料：資料 1 行政改革大綱について（答申）
資料 2 第 2 次「行政改革プラン（平成 26 年度～平成 29 年度）」の策定に
ついて

概 要

1 開 会

【事務局が開会】

2 答 申

【行政改革大綱について委員会から市に答申】

3 議 事

（1）第 2 次「行政改革プラン（平成 26 年度～平成 29 年度）」の策定について

【事務局から説明】

委員

- ・ 第 2 次行政改革プランが計画の期間を 4 年間としている理由を説明してほしい。

事務局

- ・ 本市の総合計画における実施計画の期間に合わせて 4 年間としている。

事務局

- ・ 実施計画について、以前は3年間を計画期間とする自治体が多かったが、近年は首長の任期に合わせて4年間とすることが一般的になっている。

委員

- ・ 総合計画における基本構想と基本計画の期間は何年間か。

事務局

- ・ 基本計画は、平成23年度から平成33年度までの11年間である。

事務局

- ・ 基本構想は、平成9年度から平成37年度までの概ね30年間を計画期間としている。

(2) その他

委員

- ・ 行政改革大綱について、今回の会議で本委員会から改定案を答申したが、最終的に改定を行うのはいつか。

事務局

- ・ 今後のスケジュールとしては、まず12月の第4回市議会定例会に報告した後、パブリック・コメント手続を実施する。そして、その結果を反映させ、2月に市長が本部長である庁内組織の行財政改革推進本部を開催し、最終的に改定を行う予定である。

委員

- ・ 年度内に改定を行うということか。

事務局

- ・ そのとおりである。

委員長

- ・ 本委員会においても、パブリック・コメント手続の結果を踏まえ、最終的な改定版の大綱について、2月の第4回会議で扱うこととする。

委員

- ・ パブリック・コメント手続では、「適正化」の趣旨などについて、市民から質問が寄せられるのではないかと感じる。

事務局

- ・ 行政改革という性質上、市民からの意見は少ないと想定されるが、過去の改定の際には意見が出ている。

委員

- ・ 行政改革大綱は、市議会の承認を得るという位置づけではなく、庁内の組織で改定を行うということか。

事務局

- ・ そのとおりである。

事務局

- ・ 事務事業等の総点検を実施し、すでに各部局から事業等の見直しの調書が提出されている。
- ・ また、来年度の予算作成に合わせて作成した見直しの調書も先月の末までに提出された他、現行の行政改革プランに掲載している事業等のうち、次期プランに継続するものについての各部局への照会もすでに実施している。
- ・ これらの手法により集めた見直しを実施する事業等を取りまとめ、来年1月頃までに第2次行政改革プランの素案を作成し、2月に本委員会に報告を行う予定である。

事務局

- ・ 本年度、実施計画の策定と合わせて事務事業等の総点検を実施し、見直しを行うこととした事業等のうち、行政改革の効果がある事業を抽出して第2次行政改革プランに位置付けていく。
- ・ 第2次行政改革プランについては、次回の会議で改めてご意見をいただきたい。

委員長

- ・ 第2次行政改革プランの詳細な内容については、次回の会議で審議を行うこととしたい。

4 閉 会

事務局

- ・ 次回の会議は2月上旬を予定している。

委員長

- ・ 本日の会議は、これで終了とする。

－以上－